

標 題：

日本籍船以外の船舶に対する GMDSSに関する
1974年海上人命安全条約の1988年改正の
第Ⅲ章及び第Ⅳ章の適用について

NK テクニカル インフォメーション

No.102

平成4年1月27日

関係船主、造船所 各位

拝啓 貴社ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、すでに御承知のとおりGMDSS（世界的な海上遭難及び安全制度）に関する1974年海上人命安全条約（1974 SOLAS）の1988年改正が1992年2月1日に発効します。

同改正は、第Ⅳ章「無線通信」の全面的な改正と第Ⅰ章、第Ⅱ-1章、第Ⅲ章及び第Ⅴ章の一部の改正であり、国際航海に従事する旅客船及び300GT以上の貨物船に段階的に適用されます。

ご参考までに、改正第Ⅲ章及び第Ⅳ章によって搭載及び換装が要求される設備及び搭載期限等について、添付別紙にてお知らせ致します。

尚、ご不明な点につきましては、弊会艦装部担当者までお問い合わせ下さい。

添付：別紙



(別紙1)

1. GMDSSに関する1974年海上人命安全条約の1988年改正の第Ⅲ章及び第Ⅳ章で要求される設備の搭載期限等について

設 備	搭 載 期 限
(1992年2月1日前に建造される船舶 ⁽¹⁾)	
双方向VHF 無線電話装置	: 1995年2月1日
レーダー・トランスポンダー	: 1995年2月1日
NAVTEX受信機	: 1993年8月1日
衛星系EPIRB	: 1993年8月1日
その他の無線設備	: 1999年2月1日 ⁽²⁾
(1992年2月1日以降 1993年8月1日前に建造される船舶 ⁽¹⁾)	
双方向 VHF無線電話装置	: 1992年2月1日 (猶予なし)
レーダー・トランスポンダー	: 1992年2月1日 (同上)
NAVTEX受信機	: 1993年8月1日
衛星系EPIRB	: 1993年8月1日
その他の無線設備	: 1999年2月1日 ⁽²⁾
(1993年8月1日以降 1995年2月1日前に建造される船舶 ⁽¹⁾)	
双方向 VHF無線電話装置	: 1993年8月1日 (猶予なし)
レーダー・トランスポンダー	: 1993年8月1日 (同上)
NAVTEX受信機	: 1993年8月1日 (猶予なし)
衛星系EPIRB	: 1993年8月1日 (同上)
その他の無線設備	: 1999年2月1日 ⁽²⁾
(1995年2月1日以降に建造される船舶 ⁽¹⁾)	
1988年改正第Ⅲ章及び第Ⅳ章で要求される 全ての設備	: 1995年2月1日 (猶予なし)

注: ⁽¹⁾ 建造される船舶とは、キールが据え付けられた又はこれと同様の建造段階 (特定の船舶と確認し得る建造を開始した段階で、50トン又は全建造材料見積重量の1%の何れか少ないものが組立てられた段階) の船舶をいう。

⁽²⁾ 1988年改正の要件に適合するまでの間は、同改正発効前に有効な要件に完全に適合していること。

〔別紙2〕

2. GMDSSに関する1974年海上人命安全条約の1988年改正の第Ⅲ章及び第Ⅳ章で
要求される設備の概要及び数等について

(1) GMDSSのために装備するすべての設備は、主管庁の型式承認を要する。

(2) 双方向 VHF無線電話装置

下記の生存艇からの現場通信用に備える。

300GT 以上 500GT未満の貨物船 2 台

旅客船及び 500GT以上の貨物船 3 台

但し、1974年海上人命安全条約の1983年改正に従い1992年2月1日以前に搭載された
「双方向無線電話装置」で VHF帯で運用されch16を含んで 2ch以上の周波数を装備す
るものは主官庁が承認すれば1999年2月1日までの使用が認められる。

(3) レーダー・トランスポンダー（1988年改正、第Ⅲ章の要件）

下記の生存艇に持ち込める様に備えるか、積み付ける。

300GT 以上 500GT未満の貨物船 1 台

旅客船及び 500GT以上の貨物船 各舷に1台 合計2台

尚、この装置は1988年改正第Ⅳ章 第7規則 無線設備（通則）で要求される本船用
レーダー・トランスポンダーとして使用することが認められている。

(4) NAVTEX（航行テレックス）受信機

海上安全情報（MSI:Maritime Safety Information）の自動受信の為に

全船に 1 台

(5) 衛星系EPIRB（非常用位置指示無線標識）

406MHz帯で運用される極軌道衛星又は1.6GHz帯で運用されるインマルサット

静止衛星を利用するEPIRBを 全船に 1 台

(6) 下記の機能を備えたVHF無線設備

全船に 1 式

- ・ ch70によるデジタル選択呼び出し（DSC）での遭難警報送信機能
- ・ ch6, 13, 16による無線電話送受信機能
- ・ ch70のDSC無休聴守受信機能

(7) インマルサット静止衛星利用MSI放送のための

全船に 1 台

EGC(Enhanced Group Call)受信設備

（NAVTEXによるMSI放送の区域外の就航船に要求される）

- ・ 但し、HFの狭帯域直接印刷電信（NBDP）によるMSI放送の区域内のみの就航船は、
EGC受信設備に代えてHFのNBDP受信設備1台が認められる。

(8) 2182kHzの無線電話遭難周波数聴守受信機

全船に 1 台

(9) 2182kHzの無線電話緊急信号

自動発生装置

A1海域のみを就航する船を除く全船に 1 台

- ・ 1999年2月1日までの間搭載を要求されるが、1997年2月1日以後に
建造される船舶は搭載を免除される。

〔別紙3〕

3. 船舶の就航海域に応じた追加の設備等について

当該船舶の就航海域に応じて、基本設備に加えて装備すべき設備が各海域毎に規定されており、添付の表は就航海域に応じた搭載要件を示している。

「海域」の概略範囲

- A1：陸上のVHF無線局と交信可能な範囲（距岸約30海里）
- A2：陸上のMF無線局と交信可能な範囲（距岸約150海里）
- A3：A1,A2 海域を除いた、インマルサット海事衛星の通信圏内
- A4：A1,A2,A3海域以外の海域（極地及び高緯度海域）

4. 保守の要件

A1及びA2海域の航海に従事する船舶については下記の方法のいずれかによって、設備の有効性を確保する必要がある。

設備の二重化

陸上保守

海上における電氣的保守能力

上記を組み合わせた方法

A3及びA4海域の航海に従事する船舶については下記の方法のうちすくなくとも2つの方法を組み合わせて設備の有効性を確保する必要がある。

設備の二重化

陸上保守

海上における電氣的保守能力

添付

海域別 搭載設備 一覧表

章	設備及び機能	仕 様	用 途	Voyage sea area			
				A1	A2	*1 A3	*2 A3/A4
IV	VHF 無線設備 送信 受信 聴守	DSC *3 ch.70 無線電話 ch.6,13 & 16	避難警報 無休聴守 一般通信	0	0 *4	0 *4	0 *4
	MF 無線設備 送信 受信 聴守	DSC 無線電話 直接印刷電信	避難警報 無休聴守 MSI *5 一般通信		0	0	
	MF/HF 無線設備 送信 受信 聴守	DSC 無線電話 直接印刷電信	避難警報 無休聴守 MSI 一般通信				0
	インマルサット SES *6 送信 受信 聴守	インマルサット A 又は インマルサット C	避難警報 MSI 一般通信			0	
	NAVTEX 受信機 受信 聴守	518 kHz NAVTEX 放送海域	MSI	0 *7	0 *7	0 *7	0 *7
	インマルサット EGC 受信 聴守	1.6 GHz NAVTEX 放送海域外	MSI	0 *8	0 *8	0 *8	0 *8
	衛星系 EPIRB 送信	COSPAS-SARSAT 406 MHz *9 インマルサット 1.6 GHz *10	避難警報	0 *11	0 *11	0 *11	0 *12
	VHF EPIRB 送信	DSC + レーダー・トランスポンダ	避難警報	0 *13			
	レーダー・トランスポンダ	本船用	測位 1 台 (尚、生存艇用の内の 1 台を 共用することが出来る)				
III	レーダー・トランスポンダ	生存艇用	測位 300GT ≤ 貨物船 < 500GT 1 台 500GT ≤ 貨物船 及び 全ての旅客船 2 台	0	0	0	0
	双方向 VHF無線電話 送信 受信	ch.16 + その他の 1ch. 以上	現場通信 300GT ≤ 貨物船 < 500GT 2 台 500GT ≤ 貨物船 及び 全ての旅客船 3 台	0	0	0	0
V	レーダー	9 GHz	測位	0	0	0	0
IV	無線電話遭難周波数 聴守受信機	2182 kHz	遭難周波数聴守	0 *14	0 *14	0 *14	0 *14
	無線電話緊急信号 自動発生装置	2182 kHz	遭難緊急信号		0 *15	0 *15	0 *15

(添付)



: 基本設備

- * 1 : INMARSAT船舶地球局を設備する場合。
- * 2 : A3海域内を航海する船舶でMF/HF無線設備を備える場合。
- * 3 : 「デジタル選択呼出し」とは無線局が他の局または局のグループと通信を設定し、情報を伝送することを可能とするデジタル符号を用いた技術
- * 4 : 1997年2月1日前に建造された船舶であって、専らA1海域外を航海するものについては、DSC及び同無休聴守設備の搭載は免除される。
- * 5 : 海上安全情報。
- * 6 : 船舶地球局。
- * 7 : 船舶がナブテックスサービス業務が提供される海域外を航海する場合は不要。
- * 8 : 船舶が専らナブテックスサービス業務海域内を航海する場合は不要。
また、HF直接印刷電信によるMSIが提供される海域内のみを航海する船舶であって同業務を受信することができる設備は、この要件を免除される。
- * 9 : 容易に近づける場所に備えフロートフリータイプであること。
- * 10 : 同 上
- * 11 : COSPAS-SARSAT又はINMARSATシステム
- * 12 : 船舶がA4海域内で航海する場合はCOSPAS-SARSATシステムとすること。
- * 13 : 衛星EPIRBにかえてDSCを用いたVHFのCH.70での遭難通報と、9GHzでのLOCATING機能を持ったEPIRBを近づき易い場所に備えることができる。
- * 14 : 1999年2月1日又は海上委員会が決定する日のいずれかの日まで全ての船舶に要求される。
- * 15 : 1999年2月1日まで全ての船舶に要求される